

鈴鹿市長
末松 則子 様

**鈴鹿青少年の森公園のサッカー場建設は違法、
即時中止の申し入れ書**

私たちは、去る、12月2日付文書で上記公園の自然を破壊するサッカー場建設を、一営利業者株式会社アンリミテッド（以下、「アンリミテッド」と略称する）と貴職が設置協定を結んで進めてきたことは、市民の意見を無視した非民主的で違法な協定であり、建設を中止することを申し入れておりましたが、貴職は、「本市のスポーツ振興や地域の活性化に寄与する」との回答でした。

そこで私たちは1月27日に、「施設使用料減免申請は公益性があるとは言えず、三重県に財政的損失をもたらし、一民間企業への利益供与のうたがいがあがる」と行政監査請求を行いました。

今回1月27日、栃木県宇都宮市地裁で「サッカー場を設置した会社への使用料免除に強い公共性があると認められず、違法である」との判決を下しました（参考資料別紙添付）。

鈴鹿市の計画は、これまで公園利用者や市民や市議会にも事前に説明することなく市長と知事と設置会社アンリミテッドで進められてきた計画であり、公益性について栃木市よりさらに違法性が高いのは明白であります。

従いまして、青少年の森の一角を三重県から無料で借りてアンリミテッドに無料で提供するサッカー場設置契約は違法であることは明明白白であり、青少年の森公園にサッカー場を建設することを直ちに中止することを申し入れます。

また、このままサッカー場の建設が進められた後に、違法判決が下され、計画が行き詰まれば、鈴鹿市に原状回復義務が有り、無駄な財政的負担を市民に強いることになる市行政に新たな責任問題が生じることになることも併せて申し添えます。

尚、上記申し入れに対する回答は2月4日までに頂きたいをお願いします。

令和4年2月2日

三重県鈴鹿市白子本町20-13
鈴鹿青少年の森を愛する会
代表 佐 倉 邁